

パリ講和会議における南洋諸島問題の 議論と日本外交

——戦間期初期日本外交への再評価——

本名龍児

はじめに

本稿は、第一次世界大戦の戦後処理を議論したパリ講和会議（1919年）における旧ドイツ領南洋諸島問題の議論に際しての日本外交を論じるものである。パリ講和会議においては、日本外交にとり大きく3つの論点（山東問題、人種差別撤廃条約問題、南洋諸島問題）があった⁽¹⁾。本稿においては、これら日本外交における3つの論点のうち、旧独領南洋諸島問題に関して以下のような問題意識から研究を進めた。

これまで当該時期におけるパリ講和会議を含めた日本外交の通史的な評価は、主として中国大陸に関する施策を基軸として議論され、南洋諸島問題に関しては、後述する実証的研究が継続されている。一方、他の二つの論点と比較すれば、相対的に研究上の関心が向けられにくい傾向があった。この背景には、委任統治による問題解決によって結果的に日本外交の所望が概ね達成されたことに起因した重要性の見過ごしに加え、当該問題が南進論の形成、帝国史観、海軍の軍事行動を含めた参戦・戦時外交、委任統治という概念等の様々な分野に跨ることによる論点の拡散などが想定される。

これらの多様な論点を包含することにより、パリ講和会議と南洋諸島問題に関する研究は、あらゆる視点やディシプリンに拡がっている。分野別には、個別の研究が他の分野と重複する要素はあるものの、南洋諸島及び太平洋秩序に係る通史的な研究⁽²⁾、帝国史ないしは植民地主義に関連した委任統治に関する研究⁽³⁾、日本政治外交史及びアメリカの東アジア政策史に係る研究⁽⁴⁾の対象と整理できよ

う。本稿は、これらのうち、主として比較的近年の実証的研究である佐々木雄一、高原秀介、等松春夫、中谷直司らの研究に導かれつつ、南洋諸島問題を通じた当時の日本外交の在り方の再評価に挑むものである。

前述したように当該時期における日本外交の通史的な解釈は、主として中国大陸への政策を軸に東アジアを舞台に論ぜられている。第一次世界大戦を境として、いわゆる「新外交」に見られる外交思想の大きな革新や日本国内の政党政治の進展などによる転換があったとする「戦後外交転換説⁽⁵⁾」及び戦前からの勢力圏は維持されており、外交思想の革新はあったにせよ外交問題の解決にあつては、従前の勢力圏、国際関係に基づく日英協調外交を基軸としており、大戦前の勢力圏は依然として大きな影響力があったとする「勢力圏外交連続説⁽⁶⁾」さらには、これらを踏まえた研究により検討されてきた⁽⁷⁾。

これらの解釈の前提としてのパリ講和会議での南洋諸島問題に関する議論における日本外交に対して通説的には、旧独領南洋諸島の併合を目標とし、併合に近い形態の委任統治の受任国に選定されたことによる事実上の所望結果を得たことが肯定的に評価されている。一方、他の議題とも共通する要素である会議に対する準備の不足や、大勢順応を基調として日本の利害に関連しない事項には関与しないとすることで他の戦勝国から失望されたこと等、やや否定的な評価が顕在化した場でもあった⁽⁸⁾。

こうした日本外交史上の通説的な解釈、評価等に対する本研究への課題は、パリ講和会議における日本外交へのやや否定的な通史的解釈への再検討である。欧米にあつては、現代国際政治の大きな潮流の原点として、冷戦終結後、戦後秩序構築の先例としてパリ講和会議に再び関心が寄せられるようになった⁽⁹⁾。イギリスの外交史を例にとれば、ヴェルサイユ体制に対する従来の否定的な解釈を修正するような研究の発表によって、伝統的な解釈にとらわれない研究の必要性が主張されている⁽¹⁰⁾。同様の関心から南洋諸島問題を舞台として日本外交に対する再評価を試みることとし、通説的な評価に対して、以下の視角を基に分析した。

第一に、委任統治受任国の座を得たことによる当初の目標に対する達成度合に焦点を当てた。当時の日本政府の南洋諸島そのものへの価値判断、提示された委任統治案に対する評価に着目するほか、事実上の併合すなわち目標達成との評価に対して、併合に対して十分でない点及びその含意は何かを分析した。

第二に、会議への準備不足との通説に対して、具体的に欠落していた事項及びその要因の抽出である。20世紀に入ると、社会の形態、政治思想、軍事力、外

交思想等の様々な要素での「転換」があったが、外交という分野にあっても帝国主義に立脚した旧外交に対して、アメリカのウッドロウ・ウィルソン (Woodrow Wilson) 大統領の提唱した新外交があった。このような「転換」に日本外交は、追従しきれていたのか、欠落部分をどのように補完しようとしていたのかに留意するとともに「転換」がもたらした日本外交の準備と実際の会議進行とのギャップに着目した。

第三に、消極的にとられた方針に対して、方針の本来の意図、形成された背景、会議に見られた消極性の度合と不具合等の具体化を試みた。南洋諸島問題の議論に関しては、前述の時代背景「転換」とも相まって生じた多面的な国際関係の影響が大きい。その要素として、旧宗主国ドイツの残照、英帝国と自治領の関係性の変化、アメリカの急速な太平洋進出、日本の東アジアにおける版図の拡大と南進論の進捗さらには、第一次世界大戦による占領とこれを戦後に保証するための戦勝国間での協約等の複雑な利害関係の掌握に努めた。

前述の通説的な評価にあっては、これらの点を必ずしも具体的にしきれておらず、パリ講和会議における日本外交像の解像度を上げることを期待した。

これらに支えられた本研究を貫く問いは、「戦間期初期の日本外交は、パリ講和会議における南洋諸島問題の議論を通じてどのように再評価できるか」である。

研究の実施にあたり、各国で編纂された会議議事録の対比等、一次資料に基づく実証的な分析に配意しつつ、汗牛充棟の先行研究の再確認を行った。史料の読解に際して留意した点は、先行研究の関心は、外交当局者による発言に集中していたことに対し、海軍関係者の進言、電報等にも着目することである。その意図は、海軍は南洋諸島の占領に関して主導的に活動した集団であり、その思想や存在感が外交に与えた影響が大きいこと、また南洋諸島の価値判断に際して、軍事面は海軍関係者の評価が重要であると考えられたことによるものである。これにより、日本外交像に対して第三者的視点を加味したアプローチを試みた。

また、研究の対象期間については、日本外交の会議前後を含めて鳥瞰した検討とすべく、問題の起点としての第一次世界大戦中の講和準備を念頭とした方針形成過程からパリ講和会議において南洋諸島問題に関連して生じたヤップ島における海底電線の取り扱いに係る議論、いわゆる「ヤップ島問題」の生起までとし、この順で本論を論述した。

1. 日本のパリ講和会議における方針形成

(1) 日独戦役講和準備委員会での審議

パリ講和会議への方針は、最終的には講和全権に対する訓令として、1918年12月26日、「講和ニ関スル日本政府ノ方針ニ付訓令ノ件」(方針が大きく三つに区分されており、以下、「三大方針」)が発信されることで完成をみているが、その検討の起点は、参戦後、まもない時期にさかのぼることとなる。

1914年10月、加藤高明外相は、法学博士でもあった長岡春一一等書記官に講和準備作業を命じ、講和の先例と関係文書の収集及び調査が開始された。その後、ベルギー公使館から帰国した木村鋭市の協力も得て1915年8月には、ひとまずの調査資料が完成した。1915年10月に設けられた日独戦役講和準備委員会(以下、「講和準備委員会」)において、長岡らの調査を土台とした戦後処理に係る議論がなされた⁽¹¹⁾。

講話準備委員会については、加藤陽子により現存する会議資料に基づく詳細な実証分析がなされているが、会議の全体像に加えて各論部分は、山東半島の問題に焦点が当てられている⁽¹²⁾。そのため、加藤の研究に依拠しつつも南洋諸島に関する記録に着目して論述する。

講和準備委員会は、外務省、法制局、陸軍省、海軍省の三省一局を出身母体として構成された。委員長は外務事務次官が務め、外務省からは通商局長、政務局長、書記官数名からなる委員が、法制局からは参事官からなる委員が、陸海軍省からはそれぞれ軍務局長と参事官からなる委員が出席していた⁽¹³⁾。一年以上にわたって討議した事項は、対交戦国、ドイツ領南洋諸島及びドイツ租借地の領土権及び利権の問題、講和会議の構成、開催地、参加国、討議事項などであり、合計31回の議論を経て、1916年12月25日、最終報告を議決し、解散した⁽¹⁴⁾。旧独領に対する包括的な方針は、割譲を要求するものであった。1916年5月10日の第21回会議において、本件は決議され、南洋諸島については、割譲を要求するとともに当該諸島に存在する商社等も譲渡を要求する方向で議論された⁽¹⁵⁾。

6月24日の第25回会議で可決された講和条約案にあっては、講和会議の参加国の発言権を「参列諸国は其の直接の利害を有せざる問題を互いに容喙せざること」と提言し、そのねらいを欧州諸国に中国大陸や南洋諸島の問題に介入させることを防ぐこととしていた。ただし、連合国による講和会議の開催を前例から予

期しつつも、ドイツ領に関する処分要領は、対独ないしは「連合国」を交渉先の対象として検討しており、日本がそれまでに経験した日露戦争までの主として二国間交渉を念頭とした準備の要素が強かった。このように後の「三大方針」は、最初の情報収集から審議に至るプロセスの時点で「日独戦役講和準備委員会決議」という形式で、その骨格部分は概成された形で外務省による補足説明とともにまとめられた⁽¹⁶⁾。

一連の会合においては、日本の占領した山東半島、南洋諸島の土地そのものに加え、ドイツが所有していた鉄道、鉱山、電信などの権益の取得についても議論の対象となった。なかでも南洋諸島及び同地でのドイツ権益の取得について、当初、「各委員分担調査事項」として主担当したのは、海軍委員であった⁽¹⁷⁾。彼らの調査に加え、南洋諸島におけるドイツの所有する諸特許会社の処分については、個々の会社の性質を考究することとし、第9回会議において、「独領南洋諸島独逸諸会社調査特別委員」を指名して調査研究を深めることとされた。その後、最終的には、第28回から第31回の会議にかけて南洋諸島における商社などのドイツ権益の取得について議論、決議されている⁽¹⁸⁾。

とりわけ最後の会議となった第31回で議論されたのは、ヤップ島の独蘭電信会社の譲渡要求であった。ヤップ島と米領グアム島、上海を結ぶ線の日本による保有は、ドイツとの単独の問題ではなくアメリカ、オランダとの関係も考慮する必要があることから、「講和会議ニ於テ帝国ヨリ進ンテ何等問題ヲ提起セサルコト」とされているが⁽¹⁹⁾、パリ講和会議の後半から会議後にかけて生じたヤップ島問題の土壌とその難度を、この時点で委員は懸念していたといえよう。

(2) 臨時外交調査委員会での審議

1917年6月、寺内正毅内閣下に第一次世界大戦への戦後処理のため、宮中に設置された省庁横断的な会議体である臨時外交調査委員会（以下、「外交調査会」）において、戦後処理に関する議論は継続された。

この外交調査会は、論点の多くを講和準備委員会から踏襲するものであったが、会期中に生じた戦後処理における対外的な情勢変化を確認したい。

1918年1月7日、アメリカのウィルソン大統領が外交方針を完成させ、翌日、アメリカの上下院合同会議において、いわゆる「十四か条宣言」を行う。これにより日本の参戦以来の経緯を踏まえた当時の思想に基づく準備に対して、発想の転換を求められることとなった。「十四か条宣言」には、公開外交、海洋の自

由、経済摩擦の撤廃、軍備縮小、植民地問題の公正な処理、国際連盟の創設等に関する概案が提示されていた⁽²⁰⁾。ウィルソンは、私設顧問であったエドワード・マンデル・ハウス (Edward House) への書簡において、平和会議で複数の陣営からの議論に対処していくための組織的な対応を重視する観点から「調査機関 (The Inquiry)」の設置を指示し、「十四か条宣言」の草稿を作成した⁽²¹⁾。

ハウスは、想定される平和会議において求められる事項が極めて幅広くなるため、多様な分野からの専門スタッフを結集させる必要性を認識し、なかでも政治や外交を含めた概念としての歴史、貿易、国際法の3つの分野を重視し、人選した⁽²²⁾。この「調査機関」を日本側の検討過程と比較した際には、外務省が審議される文書の多くを起案していたことに対して、「調査機関」は国務省とも別系統の官民横断的な特設組織であったという点で本質的に異なるものである。その検討範囲の広さや構成員における幅広い人員など、安全保障を目的としたシンクタンクの萌芽が見いだされるものであった。

この「十四か条宣言」に対して日本では、外務省政務局が研究にあたったが、第14条「国際連盟」に関して具体的内容が判明せず事務当局を悩ませた⁽²³⁾。外務省で入手した史料が貧弱であったため、海軍省参事官がパリで国際連盟規約草案を入手し、外務省員分担により昼夜兼行全訳することで初めてその全貌が判明した。さらには、国際法学者や専門家の意見をまとめて、パリ講和会議に提出すべき日本の対案を作成した⁽²⁴⁾。

これらにより、11月13日、「日独戦役講和準備委員会決議」に主としてウィルソン大統領の方針への分析等の情勢変化分を加味した形で、外務省起案の意見書は、内田康哉外相によって外交調査会の議に付され、審議された⁽²⁵⁾。

以下、その過程について南洋諸島問題を中心に確認するが、日本の占領した領土の取得に係る審議は、山東半島問題などとも併せて包括的な方針や「十四か条宣言」との関連から議論されており、南洋諸島問題が直接的に議論された要素は少ない。そのため、南洋諸島問題と密接に関連する秘密外交の廃止、植民地処分問題及び国際連盟問題を最初に確認した後、南洋諸島が個別に議論された点を確認する。

意見書においては、「一 秘密外交ノ廃止ハ帝国政府ノ主義トシテ賛成スル所ナルモ (中略) 外交案件ノ交渉ニ際シ其ノ進行及経過ヲ秘密ニ附スルヲ適当トスル場合アルハ一般ニ承認セラルル所ナルヘシ」と総論として賛成しつつ各論においては、合理的な理由がある場合の秘密裏の外交の必要性を主張している。

植民地処分問題は、イギリス等との密約から秘密外交と強く関連付けられる事項であり、「帝国政府ノ鬪スル限りハ青島及獨領南洋諸島ノ処分問題ニシテ」と青島と並んで、日本として議論すべき内容として南洋諸島問題を挙げている。また、イギリスとの協調に関して「帝国ノ主張ニ齟齬セザル限り英国ト歩調ヲ一ニシテ可ナリ」と具体的に手法を述べている⁽²⁶⁾。

また、国際連盟問題に対しては、連盟の成立が日本に不利となる恐れがあるので、なるべく成立は延期させるように努めるが、いよいよ実現する場合には、日本として連盟外に孤立することは回避しなければならないので、適当な保証のもとに参加するとの内容であった⁽²⁷⁾。このように前述した事務当局の苦心を裏付けるとともに、手探り状態といえた。実務的に「十四か条宣言」を研究した幣原次官にあっても国際連盟を至極迷惑な存在として⁽²⁸⁾、会議外交に慣れていないことから多国間外交方式を懸念する一方、日本に参加しない選択肢はないことから、大勢に順応しておくことを当面の方針としようとしていた。この幣原の姿勢が当時の新外交に対する日本外交を象徴するものであった⁽²⁹⁾。

占領した領土の取得がこのように包括的な議論となる一方、南洋諸島の価値に関しては、海軍省委員であった加藤友三郎海相の意見により再確認された。加藤は、当初は経済的価値が多く見いだせなかった当該諸島に関して、最近の調査結果の報告の概要を披露した。報告においては、「椰子砂糖及綿花ノ栽培ニ適シ此三種ノ発達ハ大ニ将来ニ囑望スヘキモノアリ」とされており、新たな経済価値が見いだされることとなった。さらには、現地の人口減少により、日本からの移住の余地が生じたとされ、軍事上の見地に加えて経済上の観点から永久領有すべきとの認識が、加藤の発言により委員間で共有された⁽³⁰⁾。

その後、12月8日の外交調査会においては、2日に牧野伸顕次席全権大使が示していた新式外交を提唱し、対中協調外交として治外法権の撤廃や日本軍隊の撤退などを日本政府が率先提唱すべきであるとした外交意見書が書面で審議された。その要旨は、「其要は帝国政府は公明正大の方針を列国に示すも往々実際には矛盾の處ありて外国の為に野心を疑わるるに因り其事なきを務ること、国際連盟は決して空言に非ざる形勢なれば我国は進んで主義上の賛成を表すべし」と大きく二つあり、各委員は、二点とも異議なしとして、牧野も承知した⁽³¹⁾。

その後、12月22日の外交調査会において、外務省起案の方針は、大筋として、内田外相の提示時点から変更されず、講和大使への訓令案として可決され、牧野全権や珍田捨巳駐英大使に伝えられた。

(3) 形成された方針の背景要素と意図

外交調査会により最終的に形成された日本の方針を評すれば、旧外交を基調としつつ新外交にも一定の理解を示すものとなろう。これまでに旧独領及びその利権に対する帝国主義的な関心からなる方針形成過程に、リベラルな外交思想を有した牧野の意見が加味されたことを確認した。以下、この方針形成の背景要素を検討する。

方針形成の背景として着眼すべきは、明治の開国以来、東アジアの新興国として急速な発展を遂げてきた日本にあっても、欧米を中心とした勢力関係からすれば、日英同盟を締結していたとはいえ、方針形成に係る情報収集や分析等においては、地理的条件から当時の通信事情等とも相まって不利な要素が存在したということである。「十四か条宣言」への対応に関して、まずその全体像を把握することに苦労しているように、外交思想の変革に対しては、欧米諸国と比較して遅れた対応とならざるをえない背景要素が存在したのである。アメリカが、今日の安全保障シンクタンクともいべき組織により方針検討をした先進性との差異は、地理的条件により、欧州で総力戦となった第一次大戦の様相を体感できなかったことにもよっていたと推察される。

こうした背景要素は、南洋諸島問題への方針形成にあっては、結果として妥協案として解決策となった国際連盟及び委任統治に関する対応に作用した。「三大方針」にあっては、独領の無償譲渡という大方針に対して、そのための方策という点では、対英協調、大勢に順応とのアメリカと比較すれば具体性が不足したものとならざるをえなかった。

委任統治は、国際連盟と関連させてウィルソンが新外交における方策の一つとして考えていた一方、本来は、旧外交としての帝国主義及び植民地主義の発展という点から当時、欧米諸国では検討され始めていた⁽³²⁾。その結果、第2節において後述するように米英は、委任統治案を協力して作成することで、議論の収束に具体的に寄与した。また、同盟国であったイギリスにおいては、その当時、過剰な植民地主義への批判等への対案として委任統治の概念が検討され始めていたほか⁽³³⁾、後述する南アフリカのヤン・スマッツ (Jan Smuts) をはじめ多くの英自治領出身者が委任統治の制度設計に関与しており、英帝国再編の要素もあった⁽³⁴⁾。

パリ講和会議において議論された狭義の委任統治に対して、複数又は単数の国家が、自国外の領域を国際的な合意の基に統治する広義の委任統治にあっては、

既にイギリスによりオスマン帝国領土などを対象に実績はあったことから⁽³⁵⁾、日本も方針への反映は可能であったが、具体的に反映されなかった点は、欧米と比較すれば、相対的な準備の不足と考えられる。

他方、情報や他国との連携に関して当時の日本が置かれた環境にあつては、日英同盟さらには大戦中の戦争協力及びこれに基づく協約を基に、イギリスをはじめとする連合諸国との協調を会議方針の基軸としたことは、合理性のある判断といえよう。つまり、日本は方針を具体的にしきれなかった面をイギリスとの協調により補完したものと解釈である。

これらの分析を踏まえれば、想定される論点に関しては、当時の外交機関の尽力によって網羅的な検討を加えられたものであった。これらにより日本方針における新外交などの不確定な要素については、先進した同盟国イギリスとの協調によって、欠落部分の補完を期待するものであったと解されよう。

ただし、南洋諸島の価値判断に関しては、講和準備委員会において所在する商社の取得も含めて獲得の手段が検討、議論された一方、外交調査会においては、加藤海相の発言のほか、明確に議論されていない。加藤の指摘とは、軍事上の価値に加えて経済的な価値が増大しているとするものであったが、南洋諸島の価値判断は、パリ講和会議において結果として譲歩案である委任統治を受容するに際しての重要な指標であり、次節においても継続して確認する。

2. パリ講和会議における旧独領処分の全般方針に関する議論

(1) 議論の経過

南洋諸島問題に関する議論は、占領国を受任国とする委任統治という方針合意までの期間は、主として戦勝五大国の首脳及び外相により構成された「十人会議 (Council of Ten)」で旧独領処分問題の一つとして包括的に行われており、南洋諸島問題が単一的に議題となったわけではない。したがって、全般方針の決定に係る議論は、一般的な独領の獲得地に対する包括的な議論と区別がなく、1919年1月24日の「十人会議」で問題提起され、30日に方針の合意を見るまでの主として「十人会議」における各国間での議論を把握する。

なお、1月13日、イギリス首相デイビッド・ロイド・ジョージ (David Lloyd George) は、植民地問題に関しては、イギリスの自治領諸国も個別に関与していることから、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ及びイン

ドからの代表の参加を求め、これが認められた⁽³⁶⁾。そのため、これらの自治領を含めた議論となった。このことは、自治領の独立や戦争協力に伴う発言力の強化というイギリスから見れば、成長した自治領との関係性という新たな懸案を孕むものであった。特にオーストラリア及びニュージーランドに関しては、細部は後述するが、赤道以南南洋諸島問題に関しては、宗主国であるイギリスと対等に議論している。旧独領処分問題の対象国は、10か国であったが、なかでも南洋諸島問題に大きな利害関係を有し、具体的に発言をしたのは、イギリス、アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドであった。

検討の対象となる「十人会議」は、1月24日、27日、28日、29日及び30日の会議である。24日に議論の問題提起がなされ、27日に日本は独領無償譲渡に係る要望を陳述し、28日には、フランスが占領した領土を巡り新旧外交の対立が顕著となった。そのため、29日にイギリスから委任統治に関する提案があり、30日には、旧独領の処分に関して、占領国を受任国とした委任統治によるものとして方針への合意がなされた。

以下、これらの合計5日の議論を前後の下調整も含めて要点を確認する。

1月24日の「十人会議」においてロイド・ジョージは、旧独領の戦後の管理方法に関して国際連盟による管理または「併合」の二つの手段があるとして各国の意見を聞きたいと述べ⁽³⁷⁾、国際連盟による管理または併合のいずれとするかという以後の議論を方向付けた。これに対してイギリス自治領諸国(オーストラリア、ニュージーランド)は、それぞれ、旧独領植民地の併合を主張する。

オーストラリア首相ビリー・ヒューズ (Billy Hughes) は、大戦中に獲得した赤道以南旧独領(ニューギニア、ビスマルク諸島)がオーストラリアに対して近く、他国による管理が国防上の脅威となるとした。さらには、ニュージーランド首相ビル・マッセイ (Bill Massey) も同様に、サモアを自国との距離と共同管理等の非現実性から、赤道以南の南洋諸島に関して併合を主張した。

1月27日、牧野は、「獨領ニ對スル日本政府ノ要求」を読み上げ、南洋赤道以北における独領諸島ならびに開戦時にこれらの地域においてドイツ人が有した財産の無償譲渡が正当であると政府方針にそって主張した。その論拠を連合国の一員としての戦勝への貢献とする一方、日本の占領による民生の安定及びこの島民保護態勢への継続した従事への希望とし⁽³⁸⁾、植民地主義に立脚しつつもウィルソンの外交方針にも一定の理解を示すものであった。また、日本がオーストラリアやニュージーランドと同様に南洋諸島の併合を主張したことは、結果的には、自

治領両国にとってはその要求の成就により、自国の国防上の脅威を招くという矛盾した状況を生起させることを意味した。つまり、これらの国が赤道以南南洋諸島の併合に成功した場合には、理論的には、日本の赤道以北南洋諸島の併合をも認めることを意味し、特にオーストラリアにとっては、自国領土の近傍に日本の領土が進出する状況が生起する状態を招くことが見込まれた。

しかしながら、オーストラリアが日本の赤道以北南洋諸島の併合を反対することもロイド・ジョージにより制されていた。1918年11月4日、ヒューズは、ロイド・ジョージに対して書簡により、日本の併合がオーストラリアの貿易及び国防上の脅威となるものとして、イギリス及びその自治領諸国全体としてこれに反対すべきと主張していた⁽³⁹⁾。これに対し、ロイド・ジョージは、主張の妥当性を認めつつ、1917年に日本と交わされた協約との関係上、英帝国全体として日本の主張に反論できないことを説明していたのである⁽⁴⁰⁾。日英間での戦争協力及びこれに基づく戦後の領土保証の協約は、南洋諸島問題の議論にあつては、このような形で日本とイギリス及びその自治領諸国間の争議を避ける形で作用した。

このようにウィルソンの委任統治論と各国の併合論との対立の構図が明確となり、会議の決裂の恐れさえ見え始めたことから、各国は妥協点を見だし始める。

日本全権団の海軍首席随員であった竹下勇は、アメリカの主張に対抗したオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ及びフランスの主張の要旨を5項目に整理、分析していた。すなわち「一、国防上ノ危険 二、統治ノ不便及政治的位置ノ不安定ヨリ生スル開発ノ不熱心 三、外部ヨリノ干渉ヲ招致シ委任統治国ハ種々其感情ヲ刺激セラル 四、統治国国権ヲ超越セル権力ヲ国際連盟ニ与フルノ非違 五、統治費用ノ出処ニ差関フルコト」であるが⁽⁴¹⁾、これらの主張はいずれもウィルソンの主張への否定に近い直接的な仮借のない反論として、議論を白熱させた要素となったととらえられる。日本の主張は、後述する部分も含めて竹下の整理に該当する要素はなく、ウィルソンの主張にも一定の理解を示す穏当なものであった。

その後、29日にイギリスのロイド・ジョージから、南アフリカのスマッツによる委任統治案が妥協案として提示されることとなるが、この日は会議の前後にも下調整や懇談がこれに関連して行われており、合わせて確認する必要がある。

アメリカ全権ハウスによれば、「十人会議」直前に戦時内閣の一員でもあったスマッツがハウスを訪れ、委任統治案を示して会議に際して同調できないかの確認を求めている。イギリスにとっては、米側が同意するとの確証がなければ、オ

ーストラリアとニュージーランドには示しにくかったようであったが、前日までの会議の対立を終息させる有益な手段であると考えており⁽⁴²⁾、イギリスは自治領をなだめるべく、まずはアメリカとの協調を図った。

このいわゆるスマッツ案は、29日の会議で配布され、30日までの考究が求められているが、ここでその関連箇所を日本側の記録から確認したい。

スマッツ案は、8か条から構成され、委任統治の区分に関しては後半の第6条から第8条にかけて説明されており、議論を重ねた後にそれぞれABC方式とされるようになった。南洋諸島は、西南アフリカと並んで最も委任の度合いが強いものとして第8条の規定に該当し、人口が希薄、面積が小さいこと、文明の中心との地理的な隔絶等を理由として受任国の構成分子として同国の法律によって統治されるとする、受任国の法律が適用されるという点で併合に最も近い形態のものであった⁽⁴³⁾。

29日の会議後には、ロイド・ジョージと牧野の間で委任統治案に関する内談が行われた。ロイド・ジョージは、牧野に対してウィルソンと委任統治に関して協議していないが、当日の会議内で一瞥しており、その感触として概ね同意であると説明し、イギリス自治領のオーストラリア及びニュージーランドは同意するに至ったと回答した。次いで、牧野は、委任統治の受任国選定要領を質問し、ロイド・ジョージは、明言しなかったものの「自ら明白ナラスヤ」と暗に現時点での占領国となることを示唆した。

1月30日の「十人会議」で南洋諸島を含めた旧独領植民地の処分問題に対する方針は合意を見ることとなる。ロイド・ジョージの示すスマッツ案に対してウィルソンは、国際連盟成立後に委任当事者やその権限を決定するべきで現時点での合意は困難と強く抵抗する一方、国際連盟成立までの仮協約との条件で譲歩をはじめ⁽⁴⁴⁾。

牧野は、国際連盟の運用については、確信を持ってないものの、列強が誠意を持って考慮している事項として協力は辞さないとの見解を述べた⁽⁴⁵⁾。ただし、本国に方針を確認中であり、正式な回答を避けるとしているため⁽⁴⁶⁾、事実上、米英の議論に委ねるかのような発言となっている。オーストラリア及びニュージーランドは、併合を至当としつつも、スマッツ案への同意が最大の譲歩であるものとした。スマッツ案への同意が最大の譲歩であることを会議全般への最後通牒と受け止めたウィルソンとヒューズ及びマッセイの間で議論が感情的に紛糾した⁽⁴⁷⁾。会議が険悪な雰囲気となる中で、南アフリカ首相のボータ（Louis Botha）による大き

な理想のために小事でとどまることはやめるべきとした譲歩の提案により、ウィルソンらは途端に平静さを取り戻した⁽⁴⁸⁾。その結果、旧独領植民地の処分問題に関する方針は、スマッツ案を基調とすることで決着し、南洋諸島にあっては、受任国の法令によって管理される併合に近い形式となるものと解釈された。

旧独領の処分に関する方針が委任統治として事実上の併合によることとされたが、30日の会議結果は、方針決定のみであり受任国は未定であったことから、日本にとり赤道以北の南洋諸島を併合するという当初の方針を達成するためには、以後の受任国決定のための議論の場でその立場を獲得する必要がある。

(2) 譲歩案受容に係る全権団と本国間の調整に係る分析

ここまで確認した経過に対して、日本が譲歩案としての委任統治を受容するに至った過程、すなわち1月29日にスマッツによる委任統治案が提示され、30日に各国で合意、2月3日の日本国内での外交調査会までの期間について、全権団の判断及び本国との調整に焦点を絞り分析を深めたい。

スマッツ案は、1月29日に提示され、30日までの考究を求められたが、日本全権にとっては、三大方針からの譲歩となるため、最終判断を本国に求める必要があった。しかしながら、『日本外交文書』の一連の記録などによれば、当時、電報の発信から外務省の接受まで最短でも一兩日を要していたため、期日までに本国の承認を得ることは、東アジアから参加した日本特有の通信事情により、困難な背景要素があった。そのため、前述したように牧野は、本国に照会中と前置きしつつも、国際連盟の精神などの肯定的な発言をしたことで、30日に各国と同様にスマッツ案に対する事実上の合意と解釈されたと判断されよう。実際にも29日に牧野が本国に発信した請訓電報が外交調査会で議論されたのは、2月3日の会議であり⁽⁴⁹⁾、パリでは議論が収束した4日後のことであった。原敬は、「全権委員ヨリ請訓シ来タルモノ益々多カルヘク其中ニハ寸刻ヲ争フ程ノ緊急事件モアルヘシ」として緊急の場合には、外交調査会によらない方針決定の必要性を示唆した⁽⁵⁰⁾。なお、原は現地での全権団による事実上の合意を「牧野は本国の訓令を待つこととして留保的同意をなしたる」と解釈していた⁽⁵¹⁾。

現地で牧野がスマッツ案による委任統治を当初の併合と大差のないものとして受容可能と判断した要素として、竹下による助言に着目する。竹下は、南洋諸島の委任統治条件にあった砲台の設置の制限に関して、「必スシモ砲台等ヲ設ケズトモ差支ナキ」と評価し、むしろアメリカのグアム島における軍事施設を脅威と

して交渉の必要性を進言しており、牧野も了解した⁽⁵²⁾。この竹下の南洋諸島に対する軍事的な価値が絶対的なものではないとの進言は、牧野がスマッツ案の受諾は所望結果に近いと判断した大きな要因と推察される。

また、竹下の助言内容は、電報により海軍大臣及び軍令部総長に報告されており⁽⁵³⁾、2月3日の外交調査会においては、この助言も踏まえたと考えられる加藤海相からも南洋諸島に対する軍事施設の制限に関して深く憂慮する必要はないとの発言があった。加藤は、「小防備ノ設置ガ禁止セラレタリトスルモ一朝急変ニ際シテハ何時ニテモ仮設ノ手段ヲ取ル」と発言することで、委任統治による軍事利用の制限が日本にとり決定的な不利益ではないことを主張した⁽⁵⁴⁾。

以上、日本が米英からの譲歩案としての委任統治を受容する時点を中心に全権団と本国の調整過程などを確認した。その結果、軍事の専門家であった海軍委員の所見などを基に、提示された委任統治が軍事的にも経済的にも、当初の目標であった併合と大差のないことを、現地及び本国の双方が具体的に認識した上での決断であったことを実証できた。

3. パリ講和会議における委任統治の態様等に関する議論とヤップ島問題の生起

国際連盟は、1月25日の最高会議で設置に関しての合意がなされており⁽⁵⁵⁾、規約の審議が国際連盟委員会で続けられることとなっていたことから、委任統治に係る細部要領の議論と合わせて受任国に関する議論も継続された。

2月8日、国際連盟委員会で示された国際連盟規約の案文において、委任統治の態様に関して、「十人会議」で合意を見た「受任国内と同様の統治により (as integral portions)」に対し、「受任国内に準じた統治により (as if integral portions)」とされていることに牧野は気づき、「十人会議」での合意事項と異なるものと指摘し、抗議した。これに対してウィルソンは、if がなければ、従来の併合と何ら変わらないものとして反論し、牧野は、委任統治によって生じる毎年の報告義務などから、併合とは全く異なるものと主張した。また、「十人会議」において各国の妥協により成立したものであり、字句も委員会で変更すべきものではないと主張し、遂には米英とも当初案とすることに同意した⁽⁵⁶⁾。この背景には、ウィルソンの理想論としての国際連盟委任統治の形態に近づけることに加えて、当時、日本の太平洋地域での急速な勃興への脅威を感じていたことの指摘もある⁽⁵⁷⁾。結

局、スマッツの委任統治制度草案は、若干の修正を施されて2月14日に採択された。

一方、日本本国においては、国際連盟規約の細部に関しては憲法との関係性の点でより詳しく把握する必要があるとの意見から、内田外相から全権団への詳細確認がなされた。これに際して、南洋諸島問題に関連する条文中の「南太平洋ノ或島嶼」に関して南太平洋との用語が地理学上の確ではないことから、マーシャル、マリアナ、カロリンの各群島を含まないとの誤解を招く可能性があることを指摘した⁽⁵⁸⁾。この確認は、外交調査会における加藤海相のこの表現では赤道以北、以南を問わず一切の南洋諸島が含まれるものかが曖昧であり、明確としなければ、後日、争議となるとの指摘に基づくものであった⁽⁵⁹⁾。

これに対する回答として、3月10日にイギリスから、太平洋にあるドイツ領諸島の委任統治については、オーストラリアと日本とは同じ立場であるから、イギリスで作成中の委任統治の形式に関する具体案が作成され次第の相談となるとの回答があったとした⁽⁶⁰⁾。アメリカ側も「南太平洋ノ或島嶼」に係る表現には、気付いており、ヤップ島が明らかに日本の委任統治領に含まれていないとする後のアメリカの主張の基礎となることでヤップ島問題の起源であることが先行研究において確認されているが⁽⁶¹⁾、日本側も同様に表現を問題視し、本国と全権団の連携により、その懸念は伝達されていたのである。

4月21日、ウィルソンは、ヤップ島に関し、海底電線が集中している島であるため、国際連盟による管理が適当であると日本全権に述べた。日本全権は、これに対していずれ委任統治の受任国に関する議論の際に反駁すればよいとして、この時点では聞き置いたが⁽⁶²⁾、4月30日、牧野は、領土に関しては、帰属を決めるのが先決であり、海底電線問題は別に討議されるべきとして、領有や委任統治の問題と切り分けた議論を主張した。ウィルソンは、5月1日、海底電線をドイツに返還せず、五大国による管理の要領を議論することで納得した⁽⁶³⁾。翌日には、将来的な五大国の管理に付すこととされ、ウィルソンからは、何らかの協約の提案があった⁽⁶⁴⁾。このような経緯により、ヤップ島の問題は、将来的な議論として先送りのような処理となった。

その後、5月7日、日本を除いた四人会議(Council of four)で突如、旧独領植民地の受任国が、ロイド・ジョージに促されて日本全権が不在の場で合意をみる。これにより、日本は赤道以北の南洋諸島の委任統治権を獲得することになるが、他の旧独領植民地における受任国も概ね第一次世界大戦における占領国であっ

た⁽⁶⁵⁾。このような過程を経て、日本が第一次世界大戦で占領した南洋諸島の処分に関しては、事実上の併合に近い形式での委任統治によることが、イギリスとの関係において実現した⁽⁶⁶⁾。

6月28日、ヴェルサイユ条約は発効し、連盟規約は第一部に組み入れられた⁽⁶⁷⁾。連盟規約第二十二条は、委任統治地域を三つの種類に区分する。この区分は、スマッツが作ったものではなく、後にA式、B式、C式と呼ばれるようになった。A式は伝統的国際法上の保護国に近く、一定の自治的な政体が必要であり、それを受任国が貢献するものであった。これに対し、B、C式は本質的に受任国の直接統治下に置かれる点で従来の植民地と外見上の大差はない⁽⁶⁸⁾。他方、主権は受任国になく、島民の文明化・領域の非武装化などの義務を負い、年次報告書を国際連盟に提出する義務があった⁽⁶⁹⁾。

以上の経緯で旧独領南洋諸島問題に関する委任統治の形態及び受任国は決定し、ヴェルサイユ条約の調印をみた。これにより、各国の首相クラスの全権団長は帰国することになるが、外相クラスによる細部の審議が委員会において継続され、日本からは駐英大使であった珍田捨巳がこれにあたった⁽⁷⁰⁾。

おわりに

パリ講和会議における南洋諸島問題の議論に臨んだ日本外交に関して、方針形成過程から議論の終盤までを通観することで、当該議論における日本外交の新たな評価を試みた。

序論で述べたパリ講和会議での日本外交に対するやや否定的な通説は、大きく二点を論拠とするものであった。第一に会議全般に対する準備の不足である。第二に自国の利害に関係しない事案には容喙しないことで大勢に順応し、欧米から失望を買い、会議内での発言力を次第に低下させていったことである。本論において導出した事項は、これらを覆すものではないが、外務省を主体とした網羅的な方針検討、日本にとり不都合な条文を看過せず調整した点、問題解決におけるイギリスとの協調とこれによる事実上の所望結果を得られたことなどの指摘によって、肯定的評価要素を幾分か加えるものである。

会議への準備という点では、新外交や委任統治への対応に十分でない面はあるものの、第1節で分析したように、地理的背景、歴史的背景などによる外交思想の転換及びこれに伴う交渉の多国間化への追従が困難な要素を度外視すれば、外

務省を中心とした情報収集からはじまる網羅的な方針立案による準備がなされていた。ただし、方針検討及び議論に際しては、「十四か条宣言」を考慮しつつも、これによる「転換」がもたらした多国間の議論に対しては、旧来の二国間を前提とした議論への準備が主となっており、会議への準備不足とは、このような転換に際してのギャップを主とする。この準備不足に関して、下調整（内談）等を含めてイギリスとの協調により乗り切る場面を随所に指摘したように、これらは、当時の日本が時代の転換に呼応しきれなかった要素を補完するものであった。ウィルソンによる提案が会議の大きな論点となる一方で、譲歩案の提示とこれを容認させたこと等、イギリスの会議における存在感は大きかった。つまり、国際連盟、委任統治等に関して具体的に検討することができず総花的な方針となったが、その具体策として当時、絶頂期は過ぎていたとはいえ覇権国の一角であり、同盟関係を有し、戦争への協力によって領土保証を得ていたイギリスとの協調に依拠することとなった。このことは、結果として、イギリスが有効な譲歩案等の提案を実施したことにより、当時の日本では準備の難しかった欠落部分が補完されたといえよう。

次いで、自国の利害に関係しない事案には容喙しない大勢順応の姿勢が、会議内での発言力を次第に低下させていったことに関しては、「三大方針」の形成過程が関係する。第1節で確認したように、日本が利害関係を有さない欧州の問題に介入しないことで、同様に欧州諸国に中国大陸や南洋諸島の問題に介入させることを防ぐことを目的としていた。これに対して実際の議論は、旧独領に対して地域別の議論ではなく、包括的な議論となった。そのため、当初の日本が想定していたよりも多国間による交渉の要素が強くなったため、日本の意図は外れ、欧米からは消極的な姿勢ととらえられることとなった。また、消極的と評価されて欧州に関連する議題から次第に排除されていったことに関しては、南洋諸島問題の議論においても一部に不在中に審議されることはあったものの補足等がされるとともに当初の日本側の希望どおりの結果となっており、結果的に日本にとり具体的に不利な作用があった形跡はない。

一例として、赤道以北及び以南の独領を巡る日本とオーストラリアによる併合に関する議論において、オーストラリアが併合の妥当性を主張すればするほど同様に日本の併合の妥当性が主張されるという恵まれた場面にあっては、イギリスと協調しつつ大勢に順応しておくことで、所望結果には近づいた面があった。本論で指摘した竹下の記録、整理による他のアメリカ以外の戦勝国による強硬な主

張が議論における火に油を注いだ側面に対して、一見、消極的ともみられる大勢に順応するとの方針は、日本が置かれた環境にあっては、一定の合理性のある方針であったと評価できるだろう。つまり、無難であるがゆえに完全な勝利を得られる方針ではなくとも、大敗もすることのない方針であったのである。

また、日本にとり利害関係を有さない問題には、消極的な面があった一方、本論で指摘した国際連盟規約の条文における日本にとり不利な条文に関する調整など、利害関係を有する事項に対しては、積極的な外交がイギリスとの協調を交えて実施されていた。

その結果として、赤道以北の旧独領南洋諸島の委任統治における受任国の座を獲得した。これにより、国際連盟からは定期的な報告義務などが課されたものの、海軍の基地建設の禁止以外の南洋諸島における利権の獲得へとつながった。委任統治として軍事利用の制限はあったが、海軍関係者の所見などから当時は決定的な不具合ととらえられていなかったことは、本論において指摘したとおりである。逆説的には、むしろ秩序維持のためにこのような制約があったことは、太平洋におけるヴェルサイユ体制としての秩序の誕生を示すものであるとも言え、その受任国の座を得た日本は、その完成形としては、ワシントン体制の確立を待つ必要があったものの、曲がりなりにも確立された国際秩序の重要な立場を占めることを意味したといえよう。

このように通説の根拠とするところをより具体的に検討していくこと、これまでに十分に確認されてこなかった海軍関係者の所見をはじめとする価値判断への着目により、南洋諸島問題の議論における日本外交には、従来以上に肯定的な要素が見いだせるのである。

パリ講和会議に臨んだ日本外交に通説以上に肯定的な要素を得たことで、本稿の最終的な関心は、序論での問いである「戦間期初期の日本外交は、パリ講和会議における南洋諸島問題の議論を通じてどのように再評価できるか」の検討へと移る。本稿前半にあっては、方針の立案段階における外交機能の成熟、後半にあっては、欧米諸国とも特定の論点に関しては、対等に議論する過程を素描した。

状況の異なる日清及び日露戦争における戦後処理との単純比較は困難であるものの、明治の開国以来、国力の増強とともに発展を遂げた日本外交が国際社会において一定の地位を確保するとともに、南洋諸島問題の議論が有した多様なイシューからなる多国間での会議外交への対応を通じてヴェルサイユ体制の構築に貢献し得たという点で、戦間期初期にあって日本外交は、欧米に比肩する水準に到

達したとすることができよう。

また、従前、中国大陆ないしは東アジアを中心に議論された当該期の日本外交の通史的解釈は、序論で述べた「戦後外交転換説」及び「勢力圏外交連続説」などから議論されてきたが、近年の研究では、両者に大きな対立関係はないとの指摘もある⁽⁷¹⁾。南洋諸島問題の議論をこれらの枠組みに当てはめた場合、本稿における分析からは、大戦前後の様々な転換の存在を認めつつも従来の勢力圏の連続した要素が大きかったとの評価となる。この点は、勢力圏外交連続説の立場に立ちつつも、戦後外交転換説を大きく否定しないという点で、帝国の版図拡大の視点から両者の併存を指摘した佐々木雄一の所見に軌を一にするものである。

つまり、外交思想の「転換」という外的要素に対して、従来の勢力圏を活用して委任統治受任国の地位を獲得することで帝国の版図を拡大させていったことを旧独領南洋諸島問題の議論は、如実に体現した場であったといえよう。

今後、ヴェルサイユ体制を補完する位置付けで成立したワシントン体制との接続も含めた検討を加えることで、パリ講和会議と戦間期日本外交の関係性についてより具体的な再評価とし得るであろう⁽⁷²⁾。稿をあらためて、両体制を接続する鍵であるヤップ島問題及び日本による委任統治に関して検討を加えていきたい。

註

- (1) 近年、奈良岡聰智が、パリ講和会議のうち日本に関連する事項の研究を体系的に整理した。多種多様な研究の存在を認めつつも、欧米における研究と比較し一層の研究進捗の必要性を主張している。奈良岡聰智「日本におけるパリ講和会議研究の現状と課題——日本に係る諸問題を中心として——」『吉野作造記念館吉野作造研究』第18号(2022年4月)78-99頁。
- (2) 南洋諸島に関する通史的な研究として、等松春夫『日本帝国と委任統治——南洋群島をめぐる国際政治1914-1947——』(名古屋大学出版会、2011年)、我部政明「日本のマイクロネシア占領と南進1」『法学研究』第55巻第7号(1982年)67-87頁、太平洋をめぐる秩序構築の問題を議論するものとして、酒井一臣『近代日本外交とアジア太平洋秩序』(昭和堂、2009年)、日本の参戦前後の外交、軍事活動を研究したものとして、平間洋一『第一次世界大戦と日本海軍——外交と軍事との接続——』(慶應義塾大学出版会、1998年)などが代表的である。ただし、これらの文献には、後述する帝国主義、日本政治外交史に関する研究とも重複する要素がある。
- (3) マーク・ピーティアー『植民地——帝国50年の興亡——』浅野豊美訳(読売新聞社、1996年)、五十嵐元道『支配する人道主義——植民地統治から平和構築まで——』(岩波書店、2016年)。
- (4) 日本政治外交史にあつては、佐々木雄一「近代日本外交における公正——第一次世界大戦前後の転換を中心に——」佐藤健太郎、萩山正浩、山口道弘編『公正から問う近代日本史』(吉田書店、2019年)131-174頁、千葉功『旧外交の形成——日本外交1900-1919——』

(勁草書房、2008年)、服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』(有斐閣、2001年)、臼井勝美「ヴェルサイユ=ワシントン体制と日本の支配層」橋川文三、松本三之介編『近代日本政治思想史Ⅱ』(有斐閣、1970年) 109-112頁、小林竜夫「パリ平和会議と日本の外交」植田捷雄編『近代日本外交史の研究』(有斐閣、1956年) 365-422頁など。アメリカの東アジア政策史にあつては、日本外交との双方向性に留意しつつ実証した高原の研究が詳細に論じられている。高原秀介『ウィルソン外交と日本——理想と現実の間 1913-1921——』(創文社、2006年)、アメリカ国内での研究としては、George Curry, “Woodrow Wilson, Jan Smuts, and the Versailles Settlement,” *The American Historical Review*, Vol. 66, No. 4 (Jul., 1961), pp. 968-986 ; Russell H. Fifield, “Disposal of the Carolines, Marshalls, and Marianas at the Paris Peace Conference,” *The American Historical Review*, No. 3 (Apr., 1946), pp. 472-479などを参照した。

- (5) 三谷太一郎『増補 日本政党政治の形成——原敬の政治指導の展開——』(東京大学出版会、1995年) 334-336、343頁、なお、「戦後外交転換説」は、服部が「勢力圏外交連続説」の分析に対して呼称したものであり、三谷はこの用語を用いていない。
- (6) 服部は、複数の関係国の一次資料を綿密に分析することで「勢力圏外交連続説」を主張し、原政権の大陸政策の失敗等を論拠に従来の大戦前後の外交思想の「転換」等による日本外交の「転換」に対抗した。服部『東アジア国際環境の変動と日本外交』4-5頁。
- (7) 中谷直司は、戦間期の日本外交に関する通史的な先行研究を横軸：国際秩序の変化、縦軸：日本外交の変化として類型化することで新旧秩序の形成を分析している。中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で——第一次世界大戦後の東アジア秩序をめぐる日米英関係——』(千倉書房、2016年) 15-25頁。また、佐々木は、三谷と服部の議論に対して、原外交が実際に採った政策及びこれへの服部の解釈などから、両者に強い対抗関係はないことを指摘する。佐々木雄一『帝国日本の外交 1894-1922——なぜ版図は拡大したのか——』(東京大学出版会、2017年) 281-282頁。
- (8) 日本外交史における通史・教科書的な書籍は、概ねこのような見解である。佐々木『帝国日本の外交 1894-1922』298頁、蓑原俊洋、奈良岡聰智編『ハンドブック近代日本外交史——黒船来航から占領期まで——』(ミネルヴァ書房、2016年) 154-159頁、酒井『近代日本外交とアジア太平洋秩序』106頁、池井優『増補 日本外交史概説』(慶応通信、1982年) 136頁、細谷千博『国際政治のなかの日本外交』(龍溪書舎、2012年) 202頁など。
- (9) 奈良岡「日本におけるパリ講和会議研究の現状と課題」80頁。
- (10) 大久保明『大陸関与と離脱の狭間で——イギリス外交と第一次世界大戦後の西欧安全保障——』(名古屋大学出版会、2018年) 2頁。
- (11) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年上巻』(原書房、1966年) 697-698頁。
- (12) 加藤陽子「第一次世界大戦中の「戦後」構想——講和準備委員会と幣原喜重郎——」加藤陽子『天皇と軍隊の近代史』(勁草書房、2019年) 129-161頁。
- (13) 加藤『天皇と軍隊の近代史』131頁。
- (14) 「日独戦役講和準備委員会決議及説明」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B10070117100、日独戦役講和準備委員会決議及説明(外他 17) (外務省外交史料館)。
- (15) 同上。
- (16) 同上。
- (17) 海軍委員は、将官級の委員を第6回会議まで海軍省軍務局長 秋山真之、後に軍令部参謀 森山慶三郎が務め、参事官級の委員を山川端夫が一貫して務めた。加藤『天皇と

- 軍隊の近代史』157頁。
- (18) 「単行書・大正六年外甲二四別冊・第四一号機密・日独戦役講和準備委員会会議録」JACAR: A04017273800、単行書・大正六年外甲二四別冊・第四一号機密・日独戦役講和準備委員会会議録(国立公文書館)。
- (19) 同上。
- (20) Arthur S. Link, *Woodrow Wilson: revolution, war, and peace*, (Arlington Heights, Ill; H. Davidson, 1979), pp. 82-83.
- (21) “To Edward Mandell House, 2 September 1917”, *The Papers of Woodrow Wilson, Volume 44*, August 21 – November 10, 1917.
- (22) “Confidential Memorandum on Preparatory Work for Peace Conference 1a,” FRUS, *The Paris Peace Conference, 1919, Volume I*, document 17.
- (23) 小林「パリー平和会議と日本の外交」382頁。
- (24) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』（幣原平和財団、1955年）136-137頁。
- (25) 小林竜夫編『翠雨荘日記——臨時外交調査委員会会議筆記等（明治百年史叢書）——』（原書房、1966年）292-297頁。
- (26) 同上。
- (27) 白井「ヴェルサイユ=ワシントン体制と日本の支配層」111頁。
- (28) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』136-137頁。
- (29) 篠原初枝『国際連盟——世界平和への夢と挫折——』（中公新書、2010年）61頁。
- (30) 小林『翠雨荘日記』325頁。
- (31) 原奎一郎編『原敬日記 第5巻』（福村出版、2000年）48頁。
- (32) 五十嵐『支配する人道主義』104頁。
- (33) 同上、117-125頁。
- (34) 岩間陽子、君塚直隆、細谷雄一編著『ハンドブックヨーロッパ外交史——ウェストフアリアからブレグジットまで——』（ミネルヴァ書房、2022年）82頁。
- (35) 同上。
- (36) “Secretary’s Notes of a Conversation Held in M. Pichon’s Room at the Quai d’Orsay on Monday, January 13, 1919, at 4 p.m.” FRUS, *The Paris Peace Conference, 1919, Volume III*, document 26.
- (37) “Secretary’s Notes of a Conversation Held in M. Pichon’s Room at the Quai d’Orsay on Friday, January 24, 1919, at 3 p.m.” FRUS, *The Paris Peace Conference, 1919, Volume III*, document 47.
- (38) 「獨領ニ對スル日本政府ノ要求」外務省編『千九百十九年巴里講和会議ノ經過ニ關スル調書(其一)』（外務省、1971年）50-51頁。
- (39) “W.M. Hughes to Lloyd George, 4 November 1918,” *Papers of David Lloyd George, 1st Earl Lloyd-George of Dwyfor* (as filmed by the AJCP) [microform] : [M1124-1125], 1903-1944./ Series Series F/File 28/02/2007.
- (40) “Lloyd George to W.M. Hughes, 30 December 1918,” *Papers of David Lloyd George, 1st Earl Lloyd-George of Dwyfor* (as filmed by the AJCP) [microform] : [M1124-1125], 1903-1944./ Series Series F/File 28/02/2007.
- (41) 「講和会議經過概要（竹下中将提出）(2)」JACAR: C10128498800、大正3年～9年大正戦役 戦時書類 巻214 休戦及講和関係5（防衛省防衛研究所）。
- (42) MS 466, *Edward Mandell House Papers, Series II, Diaries, Volume 7*, pp. 25-26.

- (43) 「委任統治ニ関スル決議」外務省編『千九百十九年巴里講和会議ノ経過ニ関スル調書(其一)』63-64頁。
- (44) 「講和ニ関スル一月三十日第十三次打合会」外務省編『千九百十九年巴里講和会議ノ経過ニ関スル調書(其一)』66-67頁。
- (45) “Secretary’s Notes of a Conversation Held at Mr. Pichon’s Room at the Quai d’Orsay, Paris, on Thursday, January 30, 1919, at 11 a.m.” FRUS, *The Paris Peace Conference, 1919, Volume III*, document 54.
- (46) 「講和ニ関スル一月三十日第十三次打合会」外務省編『千九百十九年巴里講和会議ノ経過ニ関スル調書(其一)』66-67頁。
- (47) MS 466, Edward Mandell House Papers, Series II, Diaries, Volume 7, pp. 26-27.
- (48) “Secretary’s Notes of a Conversation Held in M. Pichon’s Room at the Quai d’Orsay, Paris, on Thursday, January 30, 1919, at 15 Hours 30” FRUS, *The Paris Peace Conference, 1919, Volume III*, document 55.
- (49) 小林『翠雨莊日記』386頁。
- (50) 同上、400頁。
- (51) 原『原敬日記5巻』66頁。
- (52) 「五大国会議ノ独領殖民地委任統治問題審議ノ経過及日本占領中ノ南洋諸島ニ関スル意見電報ノ件」外務省編『日本外交文書大正八年三冊・上』（外務省、1971年）377-378頁。
- (53) 同上。
- (54) 小林『翠雨莊日記』399頁。
- (55) “Preliminary Peace Conference, Protocol No. 2, Plenary Session of January 25, 1919” FRUS, *The Paris Peace Conference, 1919, Volume III*, document 4.
- (56) 「赤道以北独領南洋諸島問題ニ関スル訓令ノ執行振ニ付回報ノ件」外務省編『日本外交文書大正八年三冊・上』384-385頁。
- (57) 等松『日本帝国と委任統治』19頁。
- (58) 「国際連盟規約案ノ我憲法規定トノ其ノ他我方ト直接重大関係アル点ニ関スル折衝振及今後ノ対策ニ付キ詳報方要請ノ件」外務省編『日本外交文書大正八年三冊・上』47-48頁。
- (59) 小林『翠雨莊日記』411頁。
- (60) 「国際連盟規約案ノ我憲法トノ関係其他我方ト直接重大関係アル点ニ関スル問合ニ対シ回電ノ件」外務省編『日本外交文書大正八年三冊・上』56-58頁。
- (61) 等松『日本帝国と委任統治』61-62頁。
- (62) 「ヤップ島ハ万国電信線ノ集注点ナルニ付国際連盟ノ管理ニ委スルヲ得ル旨米国大統領談話ノ件」外務省編『日本外交文書大正八年三冊・上』524頁。
- (63) 「外相会議及首相外相会議ニ於テ独逸海底電線問題ヲ審議ノ件」外務省編『日本外交文書大正八年三冊・上』525頁。
- (64) 「五月二日ノ首相会議ニ於テ米国大統領ノ独逸海底電線処分案ヲ修正ノ件」外務省編『日本外交文書大正八年三冊・上』526-527頁。
- (65) 「四月二十八日講和予備会議第五回総会議ニ於テ国際連盟規約案並之ニ関スル動議及修正可決ノ件」外務省編『日本外交文書大正八年三冊・上』69-70頁。
- (66) 「英米仏三国首相会議ニ依ル委任統治国決定ニ際シヤップ島ハ問題トナラザリシ旨ハンケー氏佐分利ニ談話ノ件」外務省編『日本外交文書大正八年三冊・上』389頁。

- (67) “Peace Congress (Versailles), Protocol No. 2, Plenary Session of June 28, 1919,” FRUS, *The Paris Peace Conference, 1919, Volume III*, document 12 ; 条文は、“The Covenant of the League of Nations (Art. 1 to 26),” FRUS, *The Paris Peace Conference, 1919, Volume XIII*, document Art. 1 to 26 .
- (68) 等松『日本帝国と委任統治』18-19 頁。
- (69) 酒井『近代日本外交とアジア太平洋秩序』72-73 頁。
- (70) 「六月二十八日委任統治ニ関スル規定作成予備会議ニ於テ C 式規定ニ付討議ノ件」外務省編『日本外交文書大正八年三冊・上』390-398 頁。
- (71) 佐々木『帝国日本の外交 1894-1922』281-282 頁。
- (72) 奈良岡は、パリ講和会議と日本外交に関する研究の今後の課題を、シベリア出兵、原敬の外交指導、ワシントン会議との関係を視野とした検討としている。奈良岡「日本におけるパリ講和会議研究の現状と課題」87 頁。

海上自衛隊

